

久留米地域包括ケアシステム構築

(Kurume Integrated Care System : KICS) 拠点事業設置要綱

(目的)

「誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる久留米」を目指し、在宅医療関係者に対する専門的な知識や経験を高める研修会や、休日夜間・容体急変時における診療体制の構築と強化、在宅医を導入するための取り組み等を通じて久留米医師会管轄内における在宅医療提供体制の構築を図るための拠点を設置する。

(事業の実施主体並びに責任者)

久留米医師会、久留米医師会長

(関係団体)

歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション (設置場所)

久留米医師会館内

(実行委員)

医師会・歯科医師会・薬剤師会の代表幹事と並びに訪問看護ステーション管者

(相談員)

専任相談員 1 名

(期間)

平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

(補助金)

福岡県在宅医療提供体制充実強化事業補助金

(事業内容)

1. 在宅医療充実強化のためのルール策定

平成 30 年度 久留米医師会管内の地域包括ケアと各地区地域包括ケアのシステム構築

・医師会、歯科医師会、訪問看護ステーション、調剤薬局との調整会議

平成 31～継続中 地区ごとの地域包括ケアシステム構築

① 医療（歯科）機関・訪問看護・調剤薬局の役割と守備範囲の調整

②入退院ルール策定

・入院加療事例の医療機関（中核・準中核・精神・有床）への搬送ルール

・対応困難事例の医療機関（地域支援病院・特定機能病院）への搬送ルール

・久留米市入退院ルールに従い、医療機関退院時ルール

③バックアップルール策定

・かかりつけ医とバックアップ医との連携ルール

・診療所（歯科）間の連携に対する訪問看護介入ルール

④ICT 導入策定

・とびうめネット導入ルール（とびうめネットパイロット）

2. 医療在宅従事者に対する研修会（在宅医を導入するための研修会）

平成 30 年度 総合診療医養成講座パート 1

平成 31 年度 総合診療医養成講座パート 2

平成 32 年度 総合診療医養成講座パート 3

令和 3 年度 事業進捗報告、総論（一般的訪問診療、在宅緩和医療等）、各論（小児在宅医療）

（実行委員会）

事業内容について調整を図る必要があると認めるときは、実行委員を招集し、実行委員会を開くことができる。

（実行委員長及び副委員長）

実行委員会に委員長 1 人と副委員長 2 人を置く。

委員長は、委員の互選により定める。

副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（地区部会長会）

事業内容について調整を図る必要があると認めるときは、地区部会長を招集し、地区部会長会を開くことができる。

（各地区部会）

事業内容について調整を図る必要があると認めるときは、地区部会を開くことができる。

（各地区部会長及び副部会長）

各地区部会に部会長 1 人と副部会長 2 人を置く。

部会長は、実行委員の指名または推薦により定める。

副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。

部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求

め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

拠点事業の庶務は、医師会内の相談員において行う。

附則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

平成 30 年 11 月 26 日 一部改正

平成 31 年 4 月 25 日 一部改正

令和 3 年 5 月 31 日 一部改正

(組織図)

